

総務委員会会議記録

1. 日 時 令和8年2月26日(木) 午後1時15分

1. 場 所 第1委員会室

1. 出席委員

委員長	浅野	さち
副委員長	丸金	ゆきこ
委員	門田	直人
〃	小山田	なおと
〃	とくたけ	純平
〃	加藤	圭一
〃	清水	みな子
〃	越川	雅史
〃	松永	鉄兵
〃	竹内	清海
〃	岩井	清郎

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室次長	越堂	達志
秘書課長	稲垣	毅
広報広聴課長	宮崎	美穂
カーボンニュートラル 推進局長	仙波	俊郎
企画調整課長	高濱	伸昭
事業推進課長	馬場	岳士
危機管理室長	立花	学
危機管理課長	山崎	裕幸

危機管理課副参事	川	上	陽
地域防災課長	土	屋	昌 之
総務部次長	植	松	美 穂 子
総務課長	田	中	英 一
総務課副参事	阿	部	保 昭
人事課長	吉	成	悟 三
職員課長	佐	藤	謙 三
健康管理担当室長	入	江	亜 紀
ダイバーシティ推進課長	石	川	亮 幸
法務課長	吉	岡	茂 存
企画部次長	染	谷	俊 進 也
企画課長	富	永	裕 司
行政経営・DX課長	澁	谷	優 子
都市制度推進課長	堀		美 奈
健康都市推進課長	佐	藤	忠 浩
財政部次長	遠	山	敬 正
財政課長	五	味	裕 弘
税制課長	片	橋	忠 聡
納税債権管理課長	藤	田	一 宏
納税債権管理課副参事	宮	川	謙 一
市民税課長	山	口	皇 子
固定資産税課長	長	谷 川	良 晃
管財部次長	松	丸	正 博
管財課長	松	井	平 宏
公共施設マネジメント	野	村	憲 樹
課長			
契約課長	山	本	有 香 子
技術管理課長	小	林	良 晃
設計監理課長	野	田	晃 良
情報管理部次長	松	丸	昌 茂
情報総務課長	武	田	
情報システム課長	太	田	
情報管理課長	小	泉	

市 民 部 次 長	菊 池 淳 郎
自 治 振 興 課 長	小 嶺 由 佳 子
NPO・市民活動支援課長	深 沢 一 学
八幡市民交流館長	小 笠 原 一 彦
市 民 安 全 課 長	増 田 浩 二
市 民 課 長	宇 津 木 正 子
市 民 課 副 参 事	長 井 容 子
総合市民相談課長	木 村 進 一
大 柏 出 張 所 長	佐 藤 暢 一
市 川 駅 行 政	福 地 秀 光
サービスセンター所長	
市 川 駅 行 政	松 尾 昇
サービスセンター副参事	
街づくり部次長	小 林 英 樹
行 徳 支 所 次 長	日 暮 真 司
行 徳 支 所 総 務 課 長	伊 佐 藤 敏 晴
郷土資料館構想担当室長	白 鳥 藤 靖 彦
行 徳 支 所 市 民 課 長	白 嶋 武 志
南行徳市民センター所長	岩 越 井 稔 正
会 計 管 理 者	岩 町 田 茂 幸
議 会 事 務 局 次 長	藤 城 好 明
庶 務 課 長	米 津 孝 成
議 事 課 長	荒 井 義 光
選 挙 管 理 委 員 会	
事 務 局 長	三 浦 将 之
選 挙 管 理 委 員 会	
事 務 局 次 長	西 藤 澤 重 悟
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 田 俊 雄
監 査 委 員 事 務 局 次 長	館 野 裕 之
生 涯 学 習 振 興 課 長	熊 澤 光 明
消 防 局 次 長	白 岩 隆 二
消 防 局 次 長	井 橋 邦 彦
消 防 総 務 課 長	

消防総務課副参事	村	田	直	也
企画管理課長	指	宿	力	哉
企画管理課副参事	西	村	太	郎
指令課長	羽	田	野	清
予防課副参事	戒	田	和	世
警防課長	高	橋	重	充
救急課長	林		智	貴

1. 会議に付した事件

- (1) 議案第40号 市川市行政組織条例の一部改正について
- (2) 議案第41号 書面掲示規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (3) 議案第42号 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第43号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (5) 議案第44号 市川市使用料条例の一部改正について
- (6) 議案第45号 市川市手数料条例の一部改正について
- (7) 議案第46号 市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について
- (8) 議案第53号 市川市火災予防条例の一部改正について
- (9) 議案第54号 令和7年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会に付託された事項

第 1 条	第 1 項	歳入歳出総額		
〃	第 2 項	歳 入	全 款	
〃	〃	歳 出	第 1 款	議 会 費
〃	〃	〃	第 2 款	総務費のうち第 1 項 第18目文化振興費、 第22目国際交流費 及び第25目スポーツ 費を除く全部
〃	〃	〃	第 10 款	消 防 費
〃	〃	〃	第 12 款	公 債 費
〃	〃	〃	第 13 款	諸 支 出 金
第 2 条	繰越明許費の補正の追加のうち総務費			
第 3 条	地方債の補正			

(10) 議案第59号 令和8年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項

第1条	第1項	歳入歳出総額		
〃	第2項	歳入	全 款	
〃	〃	歳出	第1款	議 会 費
〃	〃	〃	第2款	総務費のうち第1項 第17目市民会館費、 第18目文化振興費、 第22目国際交流費、 第23目東山魁夷記念 館費及び第25目スポ ーツ費を除く全部
〃	〃	〃	第10款	消 防 費
〃	〃	〃	第12款	公 債 費
〃	〃	〃	第13款	諸 支 出 金
〃	〃	〃	第14款	予 備 費
第3条	債務負担行為のうち第1段から第10段			
第4条	地方債			
第5条	一時借入金			
第6条	歳出予算の流用			

会 議 概 要

午後 1 時15分開議

○浅野さち委員長 ただいまから総務委員会を開会する。

○浅野さち委員長 まず、審査に当たっては一問一答制が導入されているので、委員の皆様におかれては、質疑冒頭に私、委員長に対し発言方法、1、総括、2、初回総括2回目以降一問一答、3、質疑項目を全て述べてから一問一答を申し出た上で質疑されるようお願いしたい。

また、理事者の方々におかれては、説明または委員の質疑に対する答弁の際は、職名を名のった上で発言されるようお願いしたい。

○浅野さち委員長 議案第40号市川市行政組織条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○行政経営・DX課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○浅野さち委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。次に移る。

○浅野さち委員長 議案第41号書面掲示規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○行政経営・DX課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○浅野さち委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○浅野さち委員長 議案第42号市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○職員課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○浅野さち委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○浅野さち委員長 議案第43号市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○職員課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し

上げる。

○浅野さち委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。
次に移る。

○浅野さち委員長 議案第44号市川市使用料条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○生涯学習振興課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○浅野さち委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。
次に移る。

○浅野さち委員長 議案第45号市川市手数料条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○街づくり部次長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○浅野さち委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○浅野さち委員長 議案第46号市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○市民課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○浅野さち委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○浅野さち委員長 議案第53号市川市火災予防条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○**予防課副参事** 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○**浅野さち委員長** 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**浅野さち委員長** 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**浅野さち委員長** 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**浅野さち委員長** 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。次に移る。

○**浅野さち委員長** 議案第54号令和7年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会に付託された事項を議題とする。

審査に当たっては、お手元に配付の審査順序のとおり進めさせていただくので御了承願いたい。

まず、歳出第1款議会費、第2款総務費第1項総務管理費のうち本委員会に付託された事項及び繰越明許費の補正の追加のうち総務費について説明を求める。

〔庶務課長、職員課長、管財課長、南行徳市民センター所長、危機管理課長、情報総務課長、自治振興課長、ダイバーシティ推進課長、総合市民相談課長、NPO・市民活動支援課長、市川駅行政サービスセンター所長、総務課長、情報システム課長 説明〕

○**浅野さち委員長** これより質疑に入るが、質疑に当たっては予算書のページ数及び項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

○**小山田なおと委員** 1点、30、31ページ、第14目自治振興費第18節負担金補助及び交付金の防犯灯設置費等補助金について、一問一答で伺いたい。

説明の中で、人手不足でつけられなかった、また、カメラ付LEDの普及によってとあったが、当初は何台を想定し、何台設置でき、また、人手不足でできなかった台数はどの程度あると把握しているのか。

○自治振興課長 防犯灯の設置数について、当初の時点では、新しく設置する、もしくは取替えの設置で1,600灯を予定していた。実際、今補正計上している台数は1,100灯前後を見込んでの金額となっている。この数字は、11月末現在の実績に前年度の12月から3月までの平均の数字をプラスして数値化している。減になった理由は、電気事業者の人手不足、また、LED灯が不足しているため、納期がかなりかかっていることもあって減っていると考えている。実際に人手不足により減っている件数は把握できていない。

○小山田なおと委員 1,600件の申請が来ているのか。来ていたが人手不足で1,100灯しかできなかったのか。

○自治振興課長 当初の予算の数字を上げる際には、前数年の平均等の数字から出しているのので、実際に1,600灯の申請件数を確実な数字として、例えば自治会から上げていただいていた形ではない。

○小山田なおと委員 前年実績を基に設定されたのか。（「予算化しているから、申請はその後になる」と呼ぶ者あり）でも、それを加味しながら1,600灯で設定されていたが、実際は1,100灯までしかいかなかったとのことで、分かった。

○清水みな子委員 2点伺いたい。27ページ、財産管理費、家屋等損傷補償金について、それから31ページ、市民活動団体事業補助金について。

まず、家屋等損傷補償金で、八幡市民交流館ニコットの周りの12軒に補償するとのことだが、一番高いもので、どのような家屋に損傷があって幾らだったのか、低い金額ではどのようなものがあつたのか。

また、市民活動団体事業補助金は申請件数減だが、なぜ減になったのか。

○管財課長 家屋の補償金は、一番高いものは、塀が傾いてしまったので、塀を取り替えるものがメインで、247万5,600円である。一番低いものは5万2,480円になる。原因等々については、今ここにはないが、一般的に申し上げると、中の壁が剥がれた、亀裂が入ったものがあつた。

○清水みな子委員 あの周りはいくつあると思うが、それぞれ確認して12軒で、ほかにはないのか。

○管財課長 事前調査を受けていただいた方が12軒である。

○清水みな子委員 分かった。次をお願いします。

○NPO・市民活動支援課長 市民活動団体事業補助金の申請件数が見込みを下回ったのは、実施団体の中止及び取下げの申請があつたものが主な理由となる。団体の高齢化による事業の中止などから申請を取り下げたものや、コロナ禍以降、活動を縮小したことによる申請の取下げがあつたことから、申請が減つたと見て

いる。

○清水みな子委員 分かった。やめたところもあると思うが、団体数自体が全体に減っているのか。

○NPO・市民活動支援課長 実績の団体数は、決算見込みで2から3団体の減となっている。

○管財課長 先ほど、事前の調査が12軒と申し上げたが、事前は22軒あった。補償対象となったのが12軒になる。

○浅野さち委員長 ただいまのとおり発言の訂正を許可する。

○とくたけ純平委員 1問伺いたい。31ページ、2款1項15目、男女共同参画センター照明器具改修工事費の減額について、LED化の仕様が変更されたことが1つの要因とのことだったが、仕様変更の理由と具体的にどのような変更なのか。

○ダイバーシティ推進課長 男女共同参画センターの新築時に採用されていた照明器具の仕様が、現行の仕様と違う器具が多く使われていたため、照明器具をメーカー加工する計画をしていたが、詳細設計により既製品を組み合わせることが可能となったため、加工が必要なくなったことにより減額となった。

○とくたけ純平委員 事情は分かった。

○浅野さち委員長 ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 次に移る。

~~~~~

○浅野さち委員長 次に、歳出第2款総務費第2項徴税費から第4項選挙費まで、第10款消防費、第12款公債費、第13款諸支出金、歳入全款及び地方債について説明を求める。

〔税制課長、市民課長、選挙管理委員会事務局次長、消防総務課長、財政課長、管財課長 説明〕

○浅野さち委員長 質疑はないか。

○小山田なおと委員 2点、一問一答で伺いたい。歳入、10ページ、11ページ、市民税の個人と法人について伺う。

まず、個人のほうで、所得割で19億6,280万円の補正予算を計上しているが、昨年同時期の補正だと3億5,000万円程度であった。今年度19億円まで急激に増えている理由をもう少し詳細に伺いたい。

○市民税課長 冒頭で説明したとおり、給与所得の伸びがあるが、そのほかに、今回、株価の上昇傾向の中で株式の譲渡所得が増えていることが原因となってい

る。そのほか退職所得の増加も見込んでいる。それが総合的に今回19億6,700万円の増となった理由である。

○小山田なおと委員 市民全体の平均の所得が増えているよりも、突発的な要因のほうが強いとの見方でよいか。

○市民税課長 今回の補正の要因は、株価高の背景が大きな要因と分析をしている。

○小山田なおと委員 次が、同じページの法人について、均等割で1,200万円の減額をされている。これは同じように昨年同時期の補正は100万円の減額で、均等割がこれだけ大きく減額される理由をもう少し詳細にいただきたい。

○市民税課長 今回、均等割では1,200万円の減額になるが、もともと均等割は資本金の金額と市内の従業員数で税額が決まっている。一番税率が低い法人が、例えば資本金が1,000万円以下、かつ市内従業員数50人以下で5万円の税額、そこは増えている。一方、資本金が1億円を超え10億円以下で50人超の法人が40万円の税額、ここが大きく減少したことが今回減になった要因である。

○とくたけ純平委員 1点伺いたい。

23ページ、歳入の20款5項5目電力売払収入が9,600万円ほど減額で大きな額だと思う。説明では単価の減が要因としてあるとのことだが、いつから単価は変わったのか。単価の減少がこの9,600万円ほどの中でどの程度影響があるのか。

○財政課長 単価は、当初13.31円で見込んでいたものが、実際には11円となった。影響はキロワットアワーで変わってくるが、3,244万9,400kwhを当初見込んで13.31円を掛けていたが、実際には3,047万3,560kwhに11円を掛けて、最終的には差額として9,669万2,000円の減額となった。

○とくたけ純平委員 次年度以降は11円で計算をしていくのか。

○財政課長 これは令和7年度の単価で、令和8年度は契約先のいちかわクリーンエネルギーと協議をして決定する。

○とくたけ純平委員 繰り返しになってしまうと申し訳ないが、当初13.31円で見込んでいたものが11円になった理由はどのようなものか。

○財政課長 当初、13.31円は前年度の契約金額で見込んでいたが、実際には、今回、いちかわクリーンエネルギーを立ち上げるときに市場単価に近い形で協議して、市場単価を加味した上で経営が回るところで11円の単価と決めたと聞いている。

○越川雅史委員 18ページ、寄附金第1目、日本中央競馬会競馬場所在市町村環境整備事業寄附金は500万円の減額補正であるが、例年であれば先方と相談しな

がら何を買うか決めて受け取る寄附金だったのではないかと思うが、まずこの寄附金の性質について確認したい。

○財政課長 JR Aから環境整備とのことで、馬主の寄附とは違って、こちらは全国にある競馬場を持つ所在地に対してJR Aが寄附するもので、競馬場内の売上げ、人員や開催日数を基に計算式によって交付されるものである。

○越川雅史委員 向こうの売上げに応じて来るもので、それが下がったから、見込みより下がったのか。

○財政課長 そのとおりである。

○浅野さち委員長 ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 質疑を終結する。

予算の総額については、ほかの常任委員会の審査結果を確認の上、修正等がなければ承認することで御了承願いたい。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。次に移る。

---

○浅野さち委員長 議案第59号令和8年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項を議題とする。

審査に当たっては、お手元に配付の審査順序のとおり進めさせていただくので御了承願いたい。

まず、歳出第1款議会費について説明を求めるが、説明に当たっては、特に新規事業のもの、前年度と大幅に変わった点について説明願いたい。

〔庶務課長 説明〕

○浅野さち委員長 質疑はないか。

○越川雅史委員 一問一答で2点伺いたい。1つは、1目議会費全般に関わる部分と、もう1点が13節使用料及び賃借料の議長車賃借料に関する部分で、まず、議長車賃借料について伺う。

議長の送迎を行うための議長車賃借料だと思うが、議長は議長車で送迎してもらわないといけないルールがあるのか。あるいは例えば1kmに満たないぐらいの至近に住んでいる人だったら、過去の議長で送迎不要として徒歩で出退勤していた議長はいたのか、議長車の送迎について確認する。

○庶務課長 議長車に関して、特に使用基準は設けていない。

歩いて登庁された議長はいた。

○越川雅史委員 近くに住んでいれば送迎は不要と、辞退の申出さえあればいいと確認した。現在の議長はどの程度の距離に住んでいるのか。そして、送迎を実施しているのか、いないのか確認する。

○庶務課長 自宅から本庁までの距離は、恐らく1kmはないと思う。(越川雅史委員「何mぐらい」と呼ぶ)800mぐらいだと思う。

もう1点は、今、議長車は送迎で使用している。

○越川雅史委員 本人から送迎不要の申出はなかったとのことであるが、土日など遠くへ行く場合を除いて、送迎をするときに、会期中ほかの公務が入っていない第一庁舎と往復するときに限り、ドライバーの残業代は発生しているのか、幾らぐらい発生しているのか。

○庶務課長 会期中は朝早く、帰りも遅かった場合は時間外勤務が発生している。令和7年の定例会中の時間外勤務は、例えば6月定例会であれば20時間、9月定例会では15時間、12月定例会では7時間である。金額は、約9万5,000円の時間外手当が発生している。

○越川雅史委員 送迎は何人で行っているのか。ドライバーだけなのか、ほかにも職員がいて車の中で打合せをしているのか。どのような感じなのか確認する。

○庶務課長 通常の送迎はドライバー1人である。例えば行事の場合は随行がつく場合もある。その中で簡単な打合せをさせていただくことは多々ある。

○越川雅史委員 800mだから、過去の議長も近い人は歩いて登退庁していたのだから、自分は送迎を不要とすれば残業代も防げる。ドライバーだけ来て、会期中などは車内で打合せがあるわけではないから、いいよと言えれば実現するということでよいか。

○庶務課長 委員のおっしゃるとおりである。

○越川雅史委員 2問目に行く。議会全般に関わることで、今回の予算計上を見ると、議会運営委員会の人数は11人を前提としている。かつては14人だった時期もあるが、14人が11人になったことによって議会運営委員会の執行に影響がないと判断して11人分の予算を計上している認識で合っているか。

○議事課長 おおむね委員の指摘のとおりである。

○越川雅史委員 14人を11人にする事でデメリットはないが、予算は削減できて、少人数で効率的な議事運営ができることを確認させていただいた。終わる。

○浅野さち委員長 ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 次に移る。

~~~~~

○浅野さち委員長 次に、第2款総務費のうち第1項第1目一般管理費から第7目企画費までについて説明を求めるが、説明に当たっては、特に新規事業のもの、前年度と大幅に変わった点について説明願いたい。

〔職員課長、人事課長、総務課長、広報広聴課長、管財課長、企画課長 説明〕

○浅野さち委員長 質疑はないか。

○小山田なおと委員 1点だけ一問一答で、88ページ、第5目広報費について全般で伺いたい。

今回、前年度から3.8%マイナスで、新聞を取る方が減っているとのことであるが、広報はもっとお金をかけてしっかり行ったほうが良いと考える。減ったということは、それだけ届かない方が増えていると見えるので、そうではなくて、そのほかに何か手段を考えているのか。

○広報広聴課長 議員御指摘のとおり、新聞購読者数の減による発行部数の減少傾向は続いており課題だと考えている。全戸配布等の検討もしているが、全戸配布にかかる費用が今より1億円以上増額になるため、現状は配布拠点の広報スタンドの場所を増やすこと、希望者に対しては郵送で広報紙を届ける受付をしていること、電子媒体による閲覧を促進していくことによって一層読んでいただけるように努めている。

○小山田なおと委員 いろいろな手段での広報の宣伝のやり方があると思うが、それをやっていることをアピールするための宣伝費はしっかり取っていかないと、例えばLINEアカウントをもっとしっかり行うとか、XやSNSをもう少し積極的に行って、いい情報は市民の皆さんにしっかり届けることを進めていきたい。よろしくお願ひしたい。

○岩井清郎委員 1点伺いたい。

79ページ、委員報酬の特別職報酬等審議会委員報酬は何回開く予定か。前年度も同じ回数か。

○職員課長 特別職報酬等審議会の開催回数は、今年度はこれまで5回開催して

いる。次年度は今のところ4回開催の予定である。

○とくたけ純平委員 78ページ、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費第2節給料について、83ページ、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費第24節積立金について、2点を一問一答で伺いたい。

まず、78ページ、第2款第1項第1目第2節給料について、職員の人数に関して伺いたい。今年度の当初予算と比べると、一般職の人数が増えていて会計年度任用職員が減っている。1年間のいろいろな経緯があると思うが、職員の配置について何かしらの考え方で会計年度任用職員が減って一般職が増えているのか伺いたい。

○行政経営・DX課長 1点目の給料について、定員配置は次年度に予定している各事業や当該年度、今年であれば7年度の時間外の状況もトータルで判断して各課の正規職員及び会計年度任用職員の配置人数を策定している。それに基づいて人数を積算している。

○とくたけ純平委員 正規職員、あるいは会計年度任用職員の数を、どちらを増やす、減らすということではなく、その状況に応じた人数になっているのか。

○行政経営・DX課長 一般管理費に限らず、全庁にわたって各課でヒアリングを重ねて、正規職員と会計年度任用職員のトータルの人工数を次年度の事業等を鑑みて適正に毎年配置を見直して、8年度はこのような形で提案させていただいている。

○とくたけ純平委員 分かった。答弁が可能であれば伺いたい。職員の配置を考えると、例えば仕事の量が100あるとした場合に、その100をこなせることを目安にして人員配置を行う考え方でやっているのか。あるいは何か不測の事態に備えて、100の仕事に対して120こなせる人数で配置をする考え方なのか、方針や考えがあれば伺いたい。

○行政経営・DX課長 仕事量が100の場合に、各課の人数がおおむね100になるようにすることが理想的ではあるが、季節的な繁閑の差はあるが、100の人工数で120をこなすことは考えていない。

○とくたけ純平委員 伺いたかったのは、100に対してちょうどいい数を充てようと思っているのか、より多くの人員を確保して少し余裕を持たせる考えで行っているのかである。

○行政経営・DX課長 事業量も増えているので、余裕を持たせるところまでの状況ではない。例えば突発的に事業が生じた場合は、会計年度任用職員をひとまず充てることは臨機応変に対応している。場合によっては正規職員の兼務も考慮

しながら配置を検討している。

○とくたけ純平委員 いろいろな考え方があると思うが、市民サービスの向上の意味では、ある程度余裕を持たせていただきたいので伺った。

続いて83ページ、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費第24節積立金で、先ほど説明があつて、来年度以降、補正予算で使うため20億円以上の額を今回多めに積み立てていると思うが、この20億円はどのような根拠か。

○財政課長 20億円の内訳は、各部局から要求のあつた8年度補正予算で見込まれている新規拡大事業に係る一般財源及び予算編成の過程で生じた一般財源が6億8,000万円、市立小学校の給食費無償化の財源として8年度に交付される給食費負担軽減交付金を充てて浮いた一般財源が約12億2,600万円、これに昨今の運用益の上昇を加味した運用利子2億3,200万円を合わせて約21億3,800万円である。

○竹内清海委員 83ページ、職員手当等の退職手当について、10億6,285万円の増額とのことで、定年延長で一気に来るためこうなったのか、今後はどうなっていくのか、今回増えた理由をお聞かせいただきたい。

○職員課長 退職手当が令和8年度増えた理由は、先ほども説明をさせていただいた定年年齢の延長で、従前は60歳で定年を迎えるところを65歳まで引き上げる。これを2年に一遍、1歳ずつ引き上げる段階である。そのような状況から、令和7年度は定年退職者が生じていなかったため、退職手当の額は低く抑えられていた。令和8年度は2年に一遍、1歳引き上げたことによって定年退職者が生じる年となる。これが前年度から増えている大きな要因となっている。

○竹内清海委員 今後は、退職金は同じ金額でいくのか。それとも2年に一遍なのか。

○職員課長 今後の見通しは、現状での2年に一遍の65歳までの定年の引上げの完成が令和14年度となっている。今後もしばらくは2年に一遍、このような形で増減が繰り返される状況は続く。

○越川雅史委員 一問一答で1点だけ伺いたい。

97ページ、第7目企画費、18節負担金補助及び交付金の中核市市長会オブザーバー参加負担金について、一昨年の9月の市長答弁によって事実上中核市への移行を断念するような答弁があつたと記憶しているが、今年度この中核市市長会オブザーバー参加負担金を計上することでどのような効果を見込んでいるのか。

○都市制度推進課長 以前、12月定例会において、市長からしばらく見送る旨の答弁をして、その際も申し上げたが、中核市という制度を決して諦めたわけでは

なく、今後、市川市がどのような形で、よりよい形にしていくかを考えたときに、広域連携にも力を入れるが、中核市の選択肢もまだ可能性としては検討していく必要があるため継続している。その際に、中核市市長会に参加することにより、現在、中核市が抱えている問題をいち早く共有できることと、本市は規模的には大きいほうの中核市の人口数を抱えていて共通した課題も持っているので、そういった調査研究のためにも、続けて加入して情報収集に努めるため計上させていただいた。

○越川雅史委員 可能性という意味でいけばいろいろなもの可能性があるが、当面は、との前置きがあったにしても一度結論が出たものなので、惰性で続けているようにも見受けられる。松戸市との連携を深めていくとか新たな方針も出ているので、新年度はしようがないにしても、今後の見直しを要望して、終わる。

○浅野さち委員長 ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 次に移る。

~~~~~

○浅野さち委員長 以降の議事は休憩後に行いたい。15時30分に委員会を再開する。

暫時休憩する。

午後 3 時 7 分休憩

午後 3 時 30 分開議

○浅野さち委員長 再開する。

議案第59号のうち本委員会に付託された事項の議事を継続する。

第2款総務費第1項第8目支所及び出張所費から第14目自治振興費まで及び債務負担行為のうち第1段から第7段までについて説明を求めるが、説明に当たっては、特に新規事業のもの、前年度と大幅に変わった点について説明願いたい。

〔行徳支所総務課長、総務課長、危機管理課長、情報管理課長、管財課長、自治振興課長、情報総務課長 説明〕

○浅野さち委員長 これより質疑に入るが、質疑に当たっては予算書のページ数及び項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

○小山田なおと委員 当初予算案説明書の64ページ、9番、危機管理室でドローンの導入は、予算書103ページの17節備品購入費でよいか。

○危機管理課長 ドローン購入費は第17節備品購入費に計上されている。

○小山田なおと委員 説明のときにそれを言っていただきたい。今、消防局にもあるとのことだが、危機管理ではどのような使われ方をしていくのか。

○危機管理課長 消防局にも1台あるが、危機管理室で導入する。災害対策本部が全体を把握するための、高所からの情報収集のための利用を考えている。

○小山田なおと委員 ドローンは訓練された人が必要だと思うが、危機管理室にいるのか。

○危機管理課長 ドローンの操縦においては、普通に飛ばすのであれば免許は必要ないが、市川市は人口集中地区に該当し、飛ばすためには国への申請が必要になる。しかし、免許を取得すれば申請が省略できる。本年度、危機管理室職員1名、市長公室の広報広聴課の職員1名の計2名で免許の取得を予定している。

○小山田なおと委員 それは今回の予算にも入っているのか。

○危機管理課長 免許の取得は令和7年度の予算で、人事課の職員研修費から支出する予定である。

○小山田なおと委員 被災状況の早期把握とのことであるが、実際に災害が発生した後に罹災証明書を発行するときに迅速な状況把握が必要だと思うが、このような使われ方をするのか。

○危機管理課長 先日の能登半島地震のときにもドローンなどを使用して被害状況を見て罹災証明の発行までつなげた話も聞いている。市川市でそこまで使えるかは研究しているところである。

○小山田なおと委員 ぜひそこはできるように進めていっていただきたい。広報については、これを使用していっていただきたい。

○清水みな子委員 危機管理のところで、ドローンはネットで見るとピンキリでいろいろあるが、200万円で予算を立てているのか。

○危機管理課長 ドローンについては、今おっしゃっていた数万円のものから、例えば物資を輸送する1,000万円を超えるものまでいろいろある。災害対応に使うとなると、性能として防水・防じん機能、夜間でも使える赤外線カメラを搭載するなどの仕様を決めて見積りを取ったところ、およそ200万円であったので、200万円の予算計上をしている。

○清水みな子委員 どのぐらいのものなのかと思ったが、分かった。

もう一つ、121ページ、自治会等集会施設整備事業等補助金は2件とのことだが、どこなのか。

○自治振興課長 来年度予定しているのが中山町会と柏井町4丁目自治会の2件である。

○清水みな子委員 自治会はあちこちで会館を持っているが、ここはもともとなかったところで、土地と建物の両方とも行うのか。

○自治振興課長 今回の補助金は建物の建築費を2件と予定している。土地自体は、どちらも借地の上に建てる。今までも同じ場所で借りていたが、そこに新しくそれぞれ会館を建て直すことを今回は予定している。

○浅野さち委員長 ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 次に移る。

~~~~~

○浅野さち委員長 次に、第2款総務費第1項第15目多様性社会推進費から第28目諸費までのうち本委員会に付託された事項及び債務負担行為のうち第8段について説明を求めるが、説明に当たっては、特に新規事業のもの、前年度と大幅に変わった点について説明願いたい。

〔ダイバーシティ推進課長、総合市民相談課長、NPO・市民活動支援課長、市民安全課長、市川駅行政サービスセンター所長、健康都市推進課長、企画調整課長、総務課長、事業推進課長 説明〕

○浅野さち委員長 これより質疑に入るが、質疑に当たっては予算書のページ数及び項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

○とくたけ純平委員 2点項目を述べて一問一答で伺いたい。まず、123ページ、第2款第1項第15目第1節報酬で男女共同参画推進審議会委員報酬について、併せて第7節報償費も伺う。もう一つが155ページ、第2款第1項第27目第12節の脱炭素先行地域づくり事業支援委託料である。

1つ目が123ページ、男女共同参画推進審議会委員報酬で人数が今年度より1人減っているが、その経緯を伺いたい。あと、計算上、1人当たりの報酬も減っていると思うが、間違いはないか。間違いがなければ理由を伺いたい。

○ダイバーシティ推進課長 まず、昨年度は13人で今年は12人になっているが、委員としては15人いる。その中で、公的機関に所属している方は委員報酬を辞退されることが多いので、昨年度と比べて委員の中に法務局の方が入ったことで1名減になっている。1人当たりの金額は9,100円が変わっていない。実施の回数が3回から2回になったことによる減である。

○とくたけ純平委員 次に、同じページの第7節報償費、講師謝礼金は今年度と比べて僅かに減額されている。減額の理由、179万3,000円の内訳及びどのような

使用を考えているのか。

○ダイバーシティ推進課長 講師謝礼金については、昨年度と講座等は変わっていないが、実施する内容を物によって増やしたり変えたりしたことにより減になっている。単価が少し変わって減になっている。

○浅野さち委員長 内訳と言っていた。

○ダイバーシティ推進課長 全部細かく説明したほうがよいか。

○とくたけ純平委員 どのような講座を考えているのか。

○ダイバーシティ推進課長 例えば、ワーク・ライフ・バランスについての講座や女性が社会進出するための家族が協力できるようになるための講座が予定されている。全部で13種類の講座を、物によっては複数回予定している。

○とくたけ純平委員 多様性社会の推進は分野がいろいろあるので、様々な分野に届くようお願いしたい。

次に、155ページ、12節委託料の脱炭素先行地域づくり事業支援委託料について説明いただいたが、具体的にどのような委託事業になっているのか詳しく伺いたい。

○事業推進課長 脱炭素先行地域づくり事業支援委託料の実施内容は、事業の実施計画や補助事業の効果の検証、各種事業の運営支援、啓発活動の支援について、専門的知見を有する事業者に意見をいただきながら、その知見により円滑に事業を実行していくための委託料になる。

○とくたけ純平委員 今後委託をしていくところだと思うが、委託先はどのように考えて選んでいくのか。

○事業推進課長 知見を有するコンサルタントを考えている。

○門田直人委員 一問一答で伺いたい。

155ページ、先ほどの質疑と関連しているが、脱炭素先行地域づくり事業補助金は、環境省から来るお金だと思うが、最大50億円まで市川市は頂けると聞いているが、9億2,000万円が2030年まで毎年市川市に入ってくると考えていいのか。

○事業推進課長 国からの補助は、事業の計画を立てていて、最初の年度において先行して進めたいとのことで、厚めに補助を受ける予定である。その後は、その年度の実施計画や状況によって変動していく。

○門田直人委員 その内容について、断熱関係とか太陽光パネル、賃貸アパートのオーナーに対するお金とかいろいろ分野があると思うが、毎年少しずつ変わっていくのか。それとも割り当てていくのか。

○事業推進課長 実施計画として、環境省に脱炭素先行地域の事業の選定を受け

る際に計画を立てている。その計画に基づいて数値は設定しているが、その数値は毎年同じものではなく、年度によって変わるものである。

○門田直人委員 重点は賃貸マンションのオーナーに対するお金が大部分を占めるのか。

○事業推進課長 今回の事業が環境省に採択されたことについては、オーナーだと入居者がいるなど経費がかかるため、断熱や太陽光パネルの設置や太陽光発電設備の設置が進んでいない状況がある。そのような方に補助金を支出することにより、省エネルギーとかエネルギーをつくっていくことを重点的に実施していきたいと考えている。

○ダイバーシティ推進課長 先ほど、とくたけ議員の講師謝礼金の質疑で、私のほうで12講座とお話ししたが、それは男女に関わる講座で、ほかにLGBTQの講座や研修の金額も含め講師謝礼金になっている。申し訳ない。

○浅野さち委員長 ただいまのとおり発言の訂正を許可する。

○加藤圭一委員 3項目をそれぞれ一問一答で伺いたい。122ページ、123ページ、いずれも15日多様性社会推進費で、1つ目が第1節の委員報酬、2つ目が第7節報償費の報償金、3つ目が同じく講師謝礼金である。

男女共同参画推進審議会委員報酬について、委員の選定の基準と報酬額の算定基準を伺いたい。

○ダイバーシティ推進課長 金額は条例で定めがあって、9,100円はほかの審議会と同じ金額となっている。

続いて、委員の構成は、男女共同参画社会の実現に関する事項について深い理解と見識のある者のうちから市長が委嘱する。選出の区分は、学識経験者、法律、医療、教育、労働の各分野から選定している。

○加藤圭一委員 続いて、報償金に法律相談等報償金がある。この報償金は何かしらの相談員に対して支払われる予定のものでよいか。

○ダイバーシティ推進課長 法律相談等報償金は、女性のための相談の中に法律相談があり、週1回、弁護士に来ていただくための日額の報償になる。

○加藤圭一委員 弁護士が相談員としていらっしゃる。その方と何かしらの契約を交わっていて相談員として活動されていると思うが、弁護士の相談とすると民事上の案件も多いと思うが、その民事案件を行政としてどこまで介入できるのか。

○ダイバーシティ推進課長 この法律相談は1枠40分で、相談を受けられる内容も限度がある。アドバイスをし、ほかの弁護士にお願いするなど、そこで全部解決はできないことから、弁護士として答えられる相談を受けている。

○加藤圭一委員 弁護士が相談員として活動され、場合によっては他の弁護士に引き継ぐ等のアドバイスをしているのか。

○ダイバーシティ推進課長 具体的にこの先生という紹介をすることはしない。

○加藤圭一委員 分かった。1点申し上げるが、民事上の案件となると、行政の窓口としてどこまで介入するべきなのかは議論の余地がある。

最後に、同じく第7節報償費のうち講師謝礼金はどなたを呼ぶのか、また、どのような講座を実施するのか改めて伺う。

○ダイバーシティ推進課長 目的は男女共同参画社会の実現で、講座内容としては、先ほどお話ししたとおり女性のキャリア支援とか男性の家事、育児への参画とか、男女共同の幅広いテーマで設定している。講師の選定については、内容を幾つか想定した上で、その内容に適した講師の情報収集を行う。講師の候補者を挙げた後、ほかの市町村等で講演の実績があるかを確認させていただき、場合によっては自治体に連絡して、内容や、実施した内容に対する市民の反応、評判を確認する。その上で金額やスケジュールを総合的に判断して、最終的に講師の依頼をしている。

○加藤圭一委員 現時点では講師がどなたか、あるいはどのような講座か、どのようなテーマ性を持ったものなのかはなかなか言えないとのことである。最後に、講師選定の基準として、政治的中立性が担保されているのか。

○ダイバーシティ推進課長 基本的には男女共同のお話をさせていただく。政治的なものを勘案して選定することはない。

○加藤圭一委員 政治的中立性の担保は、行政が行う様々な相談もそうである。極めて重要な視点なので、その点申し上げて、私からはこれで終わる。

○浅野さち委員長 ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 次に移る。

~~~~~

○浅野さち委員長 次に、第2款総務費第2項徴税費から第6項監査費まで並びに債務負担行為のうち第9段及び第10段について説明を求めるが、説明に当たっては、特に新規事業のもの、前年度と大幅に変わった点について説明願いたい。

〔税制課長、市民課長、選挙管理委員会事務局次長、総務課長、監査委員事務局次長 説明〕

○浅野さち委員長 これより質疑に入るが、質疑に当たっては予算書のページ数及び項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 次に移る。

~~~~~

○浅野さち委員長 次に、第10款消防費について説明を求めるが、説明に当たっては、特に新規事業のもの、前年度と大幅に変わった点について説明願いたい。

〔消防総務課長 説明〕

○浅野さち委員長 これより質疑に入るが、質疑に当たっては予算書のページ数及び項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 次に移る。

~~~~~

○浅野さち委員長 次に、第12款公債費から第14款予備費までについて説明を求めるが、説明に当たっては、特に前年度と大幅に変わった点について説明願いたい。

〔財政課長、管財課長 説明〕

○浅野さち委員長 これより質疑に入るが、質疑に当たっては予算書のページ数及び項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 次に移る。

-----

○浅野さち委員長 お諮りする。以降の議題については、明日審査することとしたい。これに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野さち委員長 御異議なしと認める。よって以降の議題については明日審査することに決した。

-----

○浅野さち委員長 本日はこれをもって散会する。

午後4時36分散会